

議案第67号

北名古屋市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成27年8月26日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、西庁舎分館の建て替えに伴い、北名古屋市コミュニティセンターを新築することに併せて使用料を見直すため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第2条中「北名古屋市西之保清水田17番地」を「北名古屋市西之保清水田15番地」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

使用料

室名	3時間以内の使用
ホール	2,520円
会議室1	720円
会議室2	720円

備考 貸出しは、3時間単位とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年1月4日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の条例の規定に基づく申請その他の準備行為は、施行日前においても、行うことができる。